

三次市教育委員会告示第12号

「特色ある学校づくり創造事業」実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月26日

三次市教育委員会教育長 松村 智由

「特色ある学校づくり創造事業」実施要領の一部を改正する告示

「特色ある学校づくり創造事業」実施要領（平成24年三次市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

題名、本則、附則及び様式中「「特色ある学校づくり創造事業」」を「「小中一貫教育充実事業」」に改める。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この告示は、三次市立小・中学校が9年間の学びを見通し、全ての子どもの可能性を最大限に伸ばす学校づくり及び地域の特性を中学校区の教育へ生かす小中一貫教育を推進するための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で事業費を配当することにより、学校独自の豊かな教育内容の創造及び教育活動を支援することを目的とする。

第2条第1号中「学習指導要領における「生きる力」をはぐくむという理念に基づいた特色ある」を「三次市小中一貫教育の目標達成に向けた」に改める。

第11条中「交付期間」を「配当期間」に改める。

様式第 1 号及び様式第 4 号中

「

すること

」を

「

すること。

」に、

「

「生きる力」につながる特色

」を

「

三次市小中一貫教育の目標達成に向けた取組

」に改める。

様式第 6 号中

「

すること

」を

「

すること。

」に改める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。